

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

原告 原 伸 雄 外16名

被告 東北電力株式会社

## 求 釈 明 書

令和4年9月14日

仙台地方裁判所第2民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 信 一  
外

### 第1 求釈明事項

- ① 被告は原告らの第10準備書面第9に回答されたい。
- ② 原告らの第12準備書面第2の5に認否を求める。

### 第2 求釈明の理由

本日付原告代表の陳述書記載のとおり、PAZ、UPZ約15万人の避難予定者は避難の指示が出た場合、

- ① 検査場所に向かっているのかどうか
- ② 一時集合場所でバスを待っていていいのかどうか、来たバスに乗っているのかどうか

という切実な課題に直面している。②が①と関連することは原告代表の陳述書記載のとおりである。検査場所に600名の要員を派遣する被告の役割と社会的責任に照らし、被告は①に関連する原告らの第10準備書面第9に回答すべきである。又、①に関連する第12準備書面第2の5に認否すべきである。

回答しない場合、否認する場合は、その理由を明らかにすることを求める。

以 上